

11月の相談

☐開催日 ☑時間 ☒場所 ☓予約受付 ☑問い合わせ先

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止になる場合があります。

弁護士による法律相談(要予約) 10日(木)

☑ 13:30～16:30 ☒ 市役所1階 相談室
☓ 1カ月前から ☑ 市民生活課 ☎ 22-1116
※内容により、お受けできない場合があります。

行政相談委員による行政相談 8日(火)、22日(火)

☑ 9:30～11:30 ☒ 市役所2階 207会議室
☑ 市民生活課 ☎ 22-1116 ※1人20分まで。

司法書士による法律相談(要予約) 18日(金)

☑ 14:00～16:00 ☒ ひまわり会館
☑ 徳島県司法書士会 ☎ 088-657-7191 (相談予約電話)
※1人30分まで。

消費生活相談(来所時は要電話) 平日開館

☑ 9:30～16:30 ☒ 社会福祉会館3階(阿南駅南隣)
☑ 消費生活センター ☎ 24-3251

特設人権相談 9日(水)

☑ 13:30～16:00 ☒ 桑野公民館、富岡公民館
☑ 人権・男女共同参画課 ☎ 22-3094

人権相談 18日(金)

☑ 13:30～16:00 ☒ ひまわり会館
☑ 人権・男女共同参画課 ☎ 22-3094

女性のための生き方なんでも相談(要予約)

☐ 1・15・29日 ☑ 10:00～17:00
☐ 8・11・22・25日 ☑ 10:00～16:00
☐ 19日 ☑ 10:00～15:00(オンライン・電話)
☒ 市役所5階 相談室 ☓ 随時
☑ 相談予約電話(人権・男女共同参画課) ☎ 22-0361

年金相談(要予約) 10日(木)

☑ 9:30～15:30 ☒ 市商工業振興センター
☓ 1カ月前から電話による完全予約制
☑ 徳島南年金事務所 ☎ 088-652-1511
※12月の相談日はありません。

心配ごと相談 7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)

☑ 10:00～15:00 ☒ ひまわり会館1階
☑ 社会福祉協議会 ☎ 23-7288

空き家・空土地有効活用相談会(要予約) 8日(火)

☑ 10:00～12:00 ☒ 市役所2階 市民交流ロビー
☓ 4日(金)までに
☑ 徳島県宅地建物取引業協会阿南・海部支部 ☎ 24-9981
または住宅課 ☎ 22-3431

中小企業の経営相談会(要予約) 17日(木)

☑ 10:00～16:30 ☒ 市役所2階 208会議室
☓ 前日までに徳島県よろず支援拠点へ
☑ 徳島県よろず支援拠点 ☎ 088-676-4625
または商工政策課 ☎ 22-3290

11月の夜間・休日診療

軽症でも急いで治療の必要がある場合、次の医療機関で受診できます。

●休日昼間 9:00～17:00

日	医療機関名	所在地	問い合わせ
3日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
6日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
13日	殿谷整形外科医院	津乃峰町	☎ 27-3334
20日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
23日	かじかわ整形外科	日開野町	☎ 24-5750
27日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200

※必ず事前に当番医療機関に電話で確認してから受診してください。当日変更する場合があります。

●夜間(毎日)の当番 18:00～22:00(日曜祝日は17:00～)

当番医療機関の問い合わせは
阿南市消防本部 ☎ 22-1120
音声案内 ☎ 22-9999まで
または阿南市医師会ホームページをご覧ください。
※阿南市夜間休日診療所は健康づくりセンター内にあります。

●小児救急医療体制

受入日や時間帯は徳島県ホームページ「医療とくしま」にてご確認ください。

防災行政無線の自動電話応答サービス ☎ 28-9000

防災行政無線からの放送内容を電話で確認することができます。通話料は利用者の負担になります。

11月の市税

- 固定資産税(第4期)
 - 国民健康保険税(第6期)
- 納期限は、11月30日(火)です。
納め忘れのないようにしましょう。

11月の延長・日曜窓口

市税の納付および分納等の納税相談を受け付けています。

※課税内容のご相談については、平日開庁時間内に
対応しています。

延長窓口 16日(水) 17:15～19:15

正面玄関からお越しください。

日曜窓口 27日(日) 8:30～17:00

東玄関からお越しください。

問い合わせ 税務課納税係 ☎ 22-1792

11月の平日延長窓口

2日(水)、16日(水) 17:15～18:15

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、身分証明書、所得証明書、所得課税証明書、市・県民税公課証明書、軽自動車税納税証明書の交付
(※時間延長時は、住民異動・印鑑登録・申告等は行っていません。)

問い合わせ 市民生活課 ☎ 22-1116

公共下水道受益者負担金

納期限 ● 分割納付の第2期 11月30日(火)

問い合わせ 下水道課 ☎ 22-1796